

土地譲受人の公募について（お知らせ）

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
アセット活用部 活用推進課

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部では、下記の土地に係る譲受人を公募します。

記

1 募集画地

飯能美杉台（飯能南台地区）

募集用途	所在地	面積	最低譲渡価額
都市計画道路飯能南台大河原線に接道する敷地のうち 1,000 ㎡（地積）以上は商業、サービス施設。 その余の敷地については、商業、サービス施設、住宅の単独又は複合の用途。	埼玉県飯能市美杉台一丁目 1 番及び 2 番 3	11,726.20㎡	176,000,000円

※別途、禁止用途があります。

2 申込資格その他の条件

募集要領を参照

3 募集要領・申込書の配付

- (1) 期 間 令和7年4月21日(月) から令和7年5月28日(水)まで（土・日及び祝日を除く）
- (2) 時 間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 場 所 下記5に同じ

※郵送等による配布はしていません。あらかじめ、来社時間を電話連絡のうえ、ご来社ください。

※今回の募集では、当機構の「あっせん制度」・「申込者紹介制度」の適用対象としております。これによる申込みを希望される場合は、制度の取扱いについて事前にご確認ください。

制度の概要は、下記をご参照ください。

4 申込受付

- (1) 期 間 令和7年5月29日(木)及び令和7年5月30日(金)
- (2) 時 間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 場 所 下記5に同じ

※郵送等による受付はしていません。あらかじめ、来社時間を電話連絡のうえ、ご来社ください。

5 問合せ先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

アセット活用部 活用推進課 電話 03-3347-4340

担当：小栗（おぐり）、土野（ひじの）

以 上

あっせん制度のご案内

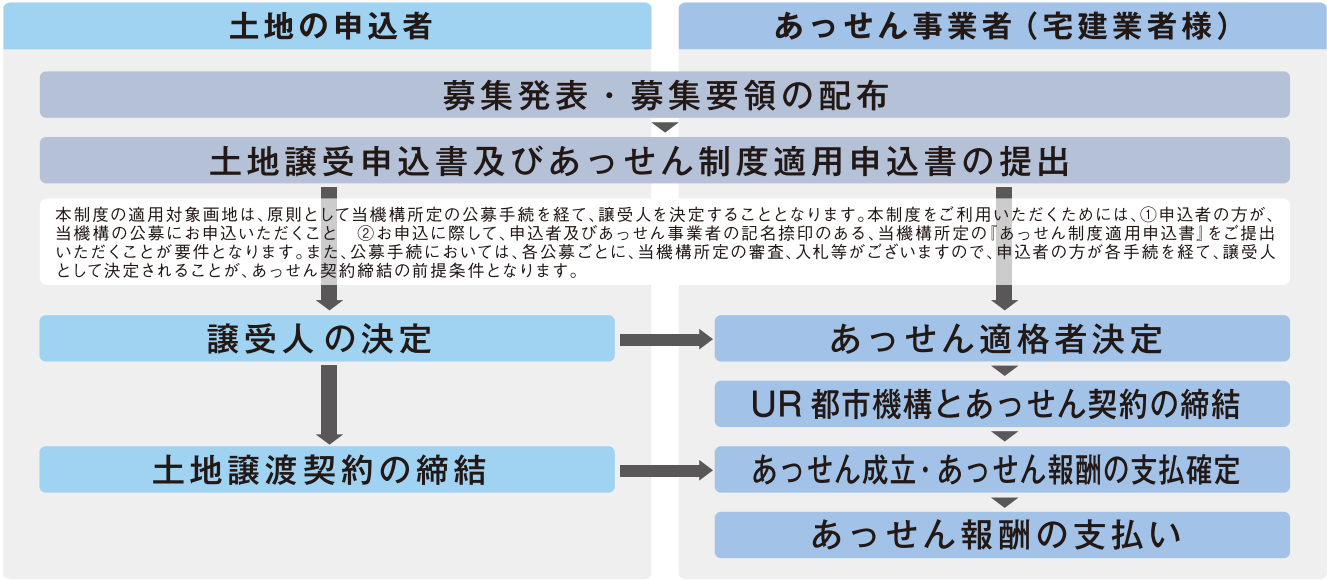
宅建業者の皆様にあっせん報酬をお支払いする制度です。

UR都市機構の事業用地をお求めになるお客様を
ご紹介いただき、土地譲渡契約が成立した場合、

あっせん報酬

最大

5,000万円



制度概要

本制度は、当機構が対象として指定した土地について、宅地建物取引業を営む方（あっせん事業者）からあっせんしていただいたお客様（申込者）が、当機構の公募等の手続を経て、土地譲渡契約を締結した場合に、あっせん事業者の方と当機構とのあっせん契約に基づき、一定の報酬をお支払いするものです。

あっせん報酬料率と上限額

土地譲渡価格×**3%**（千円未満切捨）、上限額 5,000万円（消費税別）

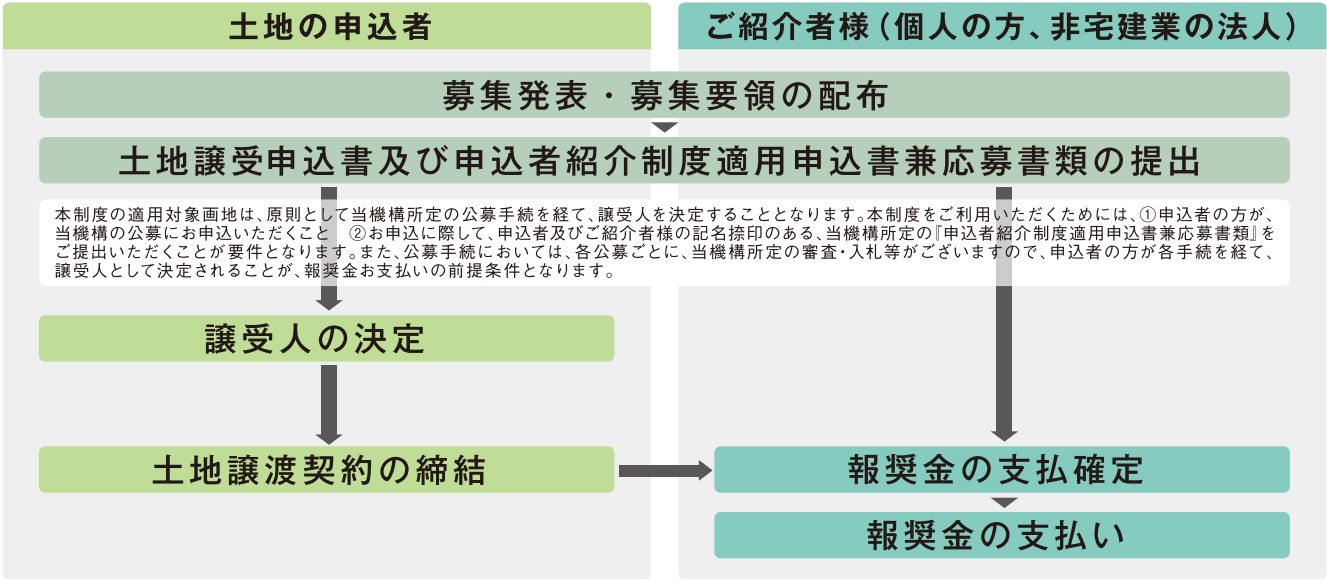
申込者紹介制度のご案内

進出企業をご紹介いただいた皆様に報奨金をお支払いする制度です。

あなたのお知り合い企業を、
ご紹介ください。

UR都市機構の事業用地をお求めになるお客様を
ご紹介いただき、土地譲渡契約が成立した場合、

最大 **100万円** お支払い
します！



制度概要

本制度は、当機構が対象として指定した土地について、紹介者の方からご紹介していただいたお客様（申込者）と当機構が、当機構の公募等の手続を経て、土地譲渡契約を締結した場合に、紹介者の方に一定の報奨金をお支払いするものです。

紹介報奨金と上限額

土地譲渡価格×1%（千円未満切捨）、上限 100万円

※両制度ともに、予告なく変更・終了する場合がございます。予めご承知おきください。また、お申込みにあたっては、事前にご相談ください。